

○東京都市町村職員退職手当組合規程の左横書きの実施に関する
規程

(平成18年2月24日)
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程施行の際現に効力を有する東京都市町村職員退職手当組合の規程（以下「既存の規程」という。）の形式を左横書きに改めることについて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第2条 既存の規程の形式（既に左横書きになっている表及び様式等を除く。）は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は、既存の規程における配字と同様とし、表及び様式の構成は、原則として既存の規程における右方又は上方をそれぞれ上方又は左方とする。

(用字等)

第3条 既存の規程中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ当該右欄に掲げるものに改める。

| 左欄 | 右欄 |
|---|---------------------------|
| 漢数字(固有名詞、数量的な感じのうすい語及び慣用的な語の一部又は全部を構成する漢数字を除く。) | アラビア数字とし、3位区切りごとに「,」を付する。 |
| 号番号として用いられている漢数字 | 横かっこで囲んだアラビア数字 |
| 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字及び引用するために用いられている当該文字 | 50音順による片仮名 |
| 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。) | 次 |
| 右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。) | 上記 |

| | |
|----|----|
| 上欄 | 左欄 |
| 下欄 | 右欄 |

- 2 既存の規程に掲げられている拗音等の表記は、「法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年法制局総発第125号）」に基づき、その内容を変えることなく小書きとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、既存の規程の用字、用語その他で左横書き実施に伴い改める必要のあるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。